

平成28年

告示第22号

北秋田市空き家バンク制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北秋田市における空き家等に関する情報提供を行うことにより、空き家の有効活用を通して、定住の促進及び地域の活性化を図るために実施する北秋田市空き家バンク制度（以下「空き家バンク」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家とは、個人が居住を目的として建築し、現に居住していない市内に存在する建物をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とするものは除くものとする。
- (2) 空き家バンクとは、空き家に関する情報を登録し、当該空き家等の利用を希望する者に対して市が情報を提供する制度をいう。
- (3) 所有者等とは、当該空き家に係る所有権者で、賃貸又は売却を行うことができる権利を有する者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を規制するものではないものとする。

(空き家の登録申込み)

第4条 空き家バンク制度による空き家に関する情報の登録をしようとする所有者等は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）及び申請書に記載されている添付書類並びに空き家バンク登録カード（様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、登録を申し込むことができる者は市税等を滞納していない者に限る。

2 市長は前項の規定による申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは空き家バンク登録台帳に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録したときは、空き家バンク登録完了書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。

(空き家に係る登録事項の変更の申請)

第5条 前条第3項の規定により空き家バンク登録に登録された者(以下「登録者」という。)は、当該登録事項に変更があるときは、空き家バンク登録変更申請書(様式第4号)に変更内容を記載し、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定に登録の変更を行ったときは、その旨を空き家バンク登録変更完了書(様式第5号)により登録者に通知するものとする。

(空き家バンクの登録の抹消)

第6条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するとともに、その旨を当該登録者に空き家バンク登録抹消通知書(様式第7号)により通知する。

(1) 空き家バンク登録取消申請書(様式第6号)により取消の届出があったとき。

(2) 当該空き家に係る所有権その他権利に異動があったとき。

(3) 申込み内容に虚偽があったとき。

(4) その他市長が適当でないと認めたとき。

(情報の提供)

第7条 市長は空き家バンク登録台帳に登録された情報を、登録者の承認を得たうえで、市のホームページ等の掲載により公開するものとする。

(利用希望者の登録申込み)

第8条 空き家バンクに登録した情報の提供を受けようとする者は、空き家バンク利用希望者登録申込書(様式第8号)及び申込書に記載されている添付書類並びに空き家バンク利用者登録カード(様式第9号)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、空き家バンク利用登録者登録台帳(以下「利用希望者台帳」という。)に登録し、空き家バンク利用希望者登録完了書(様式第10号)により当該申込者(以下「利用登録者」という。)に通知するものとする。

(利用登録に係る登録事項の変更)

第9条 利用登録者は当該登録事項に変更があるときは、空き家バンク利用希望者登録変更申請書(様式第11号)に変更内容を記載し、市長に申請するものとする。

2 市長は前項の規定による申請により登録事項を変更したときは、空き家バンク利用希望者登録変更完了書(様式第12号)により当該利用登録者に通知するものとする。

(利用登録者の登録の抹消)

第10条 市長は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を削除するとともに、空き家バンク利用希望者登録抹消通知書（様式第14号）により当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 利用登録者より空き家バンク利用希望者登録取消申請書（様式第13号）の申請があったとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) その他市長が適当でないとしたとき。

(交渉の申込み及び通知)

第11条 利用登録者は、空き家バンクに登録された物件について交渉を申し込みたいときは、空き家バンク物件交渉申込書（様式第15号）により申請するものとする。

2 市長は前項の規定により申込みがあったときは、速やかに当該希望物件の登録者等又は媒介を行う者に対して連絡をするものとする。

(登録者等及び利用登録者の交渉等)

第12条 市長は登録者及び利用登録者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 登録者等及び媒介を行う者は、交渉等の結果について遅滞なく市長にその内容を報告し、登録物件の売買契約又は賃貸契約が成立したときは、北秋田市空き家バンク契約成立報告書（様式第16号）及び添付書類を提出するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 登録者及び利用登録者並びに空き家台帳又は利用希望者台帳の登録情報を利用する者は、北秋田市個人情報保護条例（平成19年北秋田市条例第3号）の規定の目的に基づき、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 登録台帳及び利用希望者台帳から知り得た個人情報（以下「個人情報」という。）を他に漏らし、又は不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしてはならない。
- (2) 個人情報を市長の承諾なくして複製し、又は複製してはならない。
- (3) 個人情報を毀損し、又は滅失することのないよう適正に管理しなくてはならな

い。

(4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄しなくてはならない。

(5) 個人情報の漏えい、毀損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従わなくてはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。